

# 風営法上の保全対象施設に係る営業地域の規制について

## 風営法の目的

善良の風俗の保持・清浄な風俗環境の保持・少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止

### 性風俗関連特殊営業

#### 【店舗型性風俗特殊営業】

ソープランド、ストリップ劇場、ラブホテル、出会い系喫茶等

一団地の官公庁施設、学校、図書館、若しくは児童福祉施設又はその他の施設で都道府県の条例で定めるもの（保全対象施設）の敷地の周囲200m以内の区域内においては、これを営んではならない。

- 周囲に保全対象施設が設置されても既存の営業者は営業継続が可能

### 風俗営業

#### 【接待飲食等営業】

キャバレー等

#### 【遊技場営業】

ぱちんこ屋、ゲームセンター等

公安委員会は、政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるときは、許可をしない。

- ※ 政令において条例で定める保全対象施設の周囲を営業禁止区域として指定する旨等を規定

- 周囲に保全対象施設が設置されても既存の営業者は営業継続が可能

### 飲食店営業

(左記営業以外の)  
喫茶店、レストラン、バー等

営業地域の規制なし

- ※ 午前0時以降に営業する酒類提供飲食店営業の条例による営業地域の規制についても保全対象施設に係る規制なし

- 風俗営業の営業制限区域については、地域の実情に応じ都道府県の条例で決定。
- 当該区域については、「許可をしない」と規定されており、許可は不可能。

# 都道府県の条例における営業地域の規制状況

## 政令で定める基準

- ① 学校、病院、その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの（保全対象施設）の周辺の地域を指定
- ② ①の指定を行う場合には、保全対象施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域を限度として指定

## 千葉県における保育所に係る営業地域の規制

保育所、幼保連携型認定こども園の周囲100メートル（営業所が第二種地域（商業地域）内にある場合にあっては、70メートル）以内の地域

## 保全対象施設の周囲であっても一部の地域が除外されている例（北海道等）

条例で「良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて指定する地域を除く」と規定し、北海道公安委員会告示で、保全対象施設の周囲であっても「〇〇市〇〇区〇丁目」等を営業制限区域から個別に除外。

## 保育所が保全対象施設とされていない例（岩手県等）

区分	第一種住居地域等	商業地域	その他の地域
学校	100メートル	30メートル	60メートル
病院及び診療所	60メートル	10メートル	30メートル

都道府県は地域の実情に応じ、柔軟に営業制限区域を設定することができ、保全対象施設の周囲であっても、一部の地域を営業制限区域から除くことも可能。

# 風俗営業に係る営業所の増改築・営業者の地位の承継について

## 営業所の増改築

例えば、客室の位置、数又は床面積の変更や、壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更程度の増改築その他の構造又は設備の変更にとどまる場合は、事前の承認で足り、新規許可は不要。

- ▶ 営業所の建物（当該営業の用に供される部分に限る。）の新築等の場合には新規の許可が必要

## 営業者の地位の承継

相続を受けた個人のみならず、法人の分割又は合併により風俗営業を承継した法人も風俗営業者の地位を承継することが可能。

- ▶ 上記に該当しない営業主体の変更の場合には新規の許可が必要

上記のような営業所の増改築や営業者の地位の承継の場合には、新規許可が認められない営業制限区域であっても引き続き既許可営業者は営業が可能。